

個人情報に記載された書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報に記載された介護支援等連携指導の書類を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

- 1 書類に記載されていた個人情報
患者氏名、患者 ID、診療情報

- 2 事案の経過

令和7年7月2日（水）

- ・看護師Aは、地域連携担当者から預かった入院中の患者Xの書類の、氏名を確認せず患者Yのものと思い込み、カルテファイルに挟んだ。

令和7年7月4日（金）

- ・患者Yが退院する際に、看護師Bはカルテファイルに入っていた患者Xの書類の氏名を確認せず患者Yに交付した。

令和7年7月5日（土）

- ・患者Xが退院した。

令和7年7月8日（火）

- ・患者Yが来院した際に、別の患者の書類が混入していたと申し出があり、誤交付が発覚。その場で書類を回収した。
- ・看護師Bの上長は患者Yと患者Xに、架電にて本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

- 3 誤交付の原因

- ・看護師Aが患者Xの書類を、氏名を確認せず患者Yのカルテファイルに挟んだため。
- ・看護師Bが患者Xの書類を、氏名を確認せず患者Yに交付したため。

- 4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・書類をカルテファイルに挿入する際は、当該患者のものであるか、氏名を複数名により複数回指差し確認すること。
- ・患者へ書類を交付する際は、当該患者のものであるか、患者と共に氏名を確認すること。

以 上